

岩国市「教育の情報化」推進プラン

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

令和5年3月

岩国市教育委員会

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	学校教育の情報化の現状と課題	2
3	学校教育の情報化に関する基本的な方針	5
4	基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点	7
5	計画期間	8
6	学校教育の情報化に関する目標	8
7	基本的な方針を実現するための具体的な取組	9

1 計画策定の趣旨

本市においては、「第3次岩国市総合計画」の中で「情報教育及び授業におけるICT活用の推進」を明記し、それを基に「岩国市教育基本計画」では「情報化に対応する教育の充実」、「ICTを活用した学びの質の向上のための授業改善の推進」、「クラウドサービスや校務支援システムを活用した業務改善」を目指すこととしています。

この「情報化に対応する教育の充実」に向けて、「学校教育情報化推進計画（国）」を踏まえ、本市の教育情報化の取組の方向性を示した「岩国市『教育の情報化』推進プラン」を策定します。

岩国市総合計画

【対象期間】 令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）

【基本目標】 豊かな心を育む教育文化のまち

【施策目標】 5-1 子供たちが健やかに成長し、社会で活躍している
5-2 文化・芸術・文化財を身近に感じ、郷土を愛する市民が増えている
5-3 誰もが生涯学習・スポーツに親しめる環境が整備されている
5-4 多文化共生社会が実現している

岩国市教育基本計画

【対象期間】 令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

【基本目標】 志高く 豊かな心と 生き抜く力を育む

◎豊かな心 ・感動する心
・感謝する心
・思いやる心

◎生き抜く力 ・夢を描く力
・困難に立ち向かう力
・共に学び合う力

（教育の情報化）

- ・情報化に対応する教育の充実
- ・ICTを活用した学びの質の向上のための授業改善の推進
- ・クラウドサービスや校務支援システムを活用した業務改善

岩国市「教育の情報化」推進プラン

2 学校教育の情報化の現状と課題

超スマート社会（Society5.0）の到来により、これまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えつつあります。それは、不透明で変化の激しい時代ともいえますが、新たな創造の時代への過渡期でもあります。

このような急速に変化する社会状況の中で、子供たちは、課題解決型学習等により、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められています。

新たな教育の創造と充実は、子供たちが豊かな人生を送り社会を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするためにも欠かせないものであり、その重要性は多方面から指摘されています。

また、通信基盤やICTリテラシー（情報モラルを含む）は、生命や安全を守る上でも重要であることから、その向上に計画的に取り組む必要があります。

(1) 児童生徒の資質・能力

日本の生徒の学力を見れば、数学や科学に関するリテラシーは継続して世界トップレベルである一方、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力に課題があります。

日本においては、デジタル機器の利用について学校よりも家庭が先行している面もあり、「ネット上でチャットをする」「1人用ゲームで遊ぶ」頻度が多いと回答した生徒の割合は、OECD加盟国の中で最上位でした。一方で、学校の授業におけるデジタル機器の利用時間は短く、OECD加盟国中最下位でした。つまり、学校外ではゲームやチャットなど学習以外にデジタル機器を利用しているものの、学校の授業や学習において積極的にICTを活用している状況にはなかったといえます（PISA, 2018）。

他方、「授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思いますか」という質問に対して約8割、「学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問に対して9割以上の児童生徒が「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答しており、児童生徒のICT活用への関心や意欲が高いことが明らかになりました（平成31（令和元）年度（2019年度）、令和3年度（2021年度）全国学力・学習状況調査）。

デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイング（Well-being）が具現化されるような教育が、今改めて求められています。

また、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」を、学習の基盤となる資質・能力として教科等横断的に育成していく必要があります。

ICTの活用が日常的になるにしたがって、利用についてのルール設定や指導が十分でない中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、ICT機器を必要以上に長時間にわたり使用したり、健康を害したりする例もあります。

また、児童生徒が著作権に関する知識や意識をもたないまま、誤って他人の著作物等を利用してしまう可能性や、授業目的の場合は著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できることから、授業外においても著作物を自由に利用できるという誤った認識を抱いてしまう可能性もあります。子供たちの未来の成長を支えるとともに、国際的ルールを遵守する観

点からも、情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラルと必要な知識を習得させる必要があります。

(2) 教職員の指導力

学習指導要領の下、各教科等（各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）の指導を通じて育成を目指す資質・能力を着実に育成するに当たっては、ICT環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要です。このため、デジタルを活用した新たな教育手法の開発・普及が求められます。

GIGAスクール構想により1人1台端末などのICT環境が急速に整備され、今後は1人1台端末の利活用を量的にも質的にも充実させていくことが重要です。教職員が子供たちと共にデジタルに慣れ親しみ、使いこなし、適応していくとともに、それぞれが個に応じたデジタル活用のスキルを向上させていくことが求められています。

子供たちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等とも共通理解を図りながら、安全・安心に持ち帰りを行うことのできる環境づくりを実現していくことが重要です。

また、GIGAスクール構想の実現のため、ICT支援員（情報通信技術支援員）など、学校の情報化の推進を支える専門的な人材の確保と強化が求められています。

授業における教員のICT活用に関する状況 (%)

		ICTを活用した授業を1クラスあたりどの程度行ったか					
選択肢		ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満	無回答
岩国市	小	75.0	21.4	3.6	0.0	0.0	0.0
	中	71.4	21.4	7.1	0.0	0.0	0.0
山口県	小	78.3	17.1	4.2	0.0	0.0	0.4
	中	81.6	14.9	3.5	0.0	0.0	0.0
全国	小	67.2	18.9	9.6	2.5	2.5	1.7
	中	68.5	19.0	8.3	2.5	2.5	1.7

※数値は令和4年度全国学力・学習状況調査 [学校質問紙] による。

授業における児童生徒のICT活用に関する状況 (%)

		1人1台端末を、授業でどの程度活用したか					
選択肢		ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満	無回答
岩国市	小	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	中	57.1	35.7	7.1	0.0	0.0	0.0
山口県	小	78.3	17.5	3.8	0.4	0.0	0.4
	中	65.2	24.8	9.9	0.0	0.0	0.0
全国	小	58.2	26.9	12.6	2.1	0.1	0.1
	中	55.5	25.7	14.4	3.8	0.5	0.1

※数値は令和4年度全国学力・学習状況調査 [学校質問紙] による。

(3) ICTの環境整備

現在の子供たちは、生まれながらにICTの恩恵を受けて育っている「デジタルネイティブ」ともいえる世代であり、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、1人1台

端末をはじめとする教育環境を整えることが必須です。

岩国市における学校のICT環境整備については、児童生徒1人1台端末や高速大容量通信ネットワークなど、抜本的な整備促進を行っており、端末の整備等の水準は全国的に見ても遜色のないものとなっています。

一方で、ベストエフォートでの混雑などのボトルネックにより、ネットワーク回線の速度が十分でない、指導者用端末をはじめ、充実した指導を行うための設備・機器や故障時のための代替機が不足しているなど、利活用を進めるに当たっての課題も明らかになっています。教員が新しい取組に挑戦することを躊躇せず、児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するために、明らかになった課題を一つずつ改善していく必要があります。

ICT環境等の整備状況

項目	令和4年度末	令和3年度末		
	岩国市平均	岩国市平均	山口県平均	全国平均
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	0.8人/台	1.0人/台	0.8人/台	0.9人/台
普通教室の無線LAN 整備率	100%	100%	92.0%	96.7%
インターネット接続率 (30Mbps以上)	100%	100%	96.2%	99.4%
インターネット接続率 (100Mbps以上)	100%	100%	82.0%	83.6%
普通教室の大型提示装置 整備率	91.1%	83.2%	70.0%	81.0%
統合型校務支援システム 整備率	100%	100%	77.9%	75.3%

※令和3年度末の結果については、令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（文部科学省令和4年10月発表）による。

※令和4年度末の山口県及び全国の結果については、文部科学省より令和5年10月に発表予定。

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末は、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提としています。このため、学校内のみならず学校外と接続するネットワークが高速大容量であること、また、必要なセキュリティ対策を講じた上でクラウドの活用を進める必要があります。

インターネット環境のない家庭への可搬型通信機器の貸与やMicrosoft Teams等を活用した同時双方向型のウェブ会議、デジタルドリル教材等の導入により、岩国市内全ての小・中学校において端末の持ち帰りや遠隔授業に向けた準備が整っています。家庭等との連携を図りながら、児童生徒の学習機会の保障のため、端末の持ち帰りや遠隔授業をさらに推進していく必要があります。

(4) 学校における働き方改革と組織・体制

OECDの調査によると、小・中学校ともに、日本の教員の1週間当たりの仕事時間の合計は参加国の中で最長であり、事務業務に係る時間が参加国の平均と比べて長い傾向にあります。

ICTを活用した校務の効率化等により、教員の事務業務にかかる時間を減少させることが必要です。

成績処理などの事務作業の負担軽減を図ることや、勤務時間管理にもICTを活用することができることから、そうしたデジタルを活用した学校の働き方改革を一層推進する必要があります。

3 学校教育の情報化に関する基本的な方針

2. に記載した学校教育情報化の現状と課題に対応するため、以下の4つの基本的な方針を定めることとします。

基本方針（1） ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

基本方針（2） 教職員のICT活用指導力の向上

基本方針（3） ICTを活用するための環境の整備

基本方針（4） ICT推進体制の整備と校務の改善

基本方針（1）ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けている情報活用能力の育成が必要不可欠です。また、当該能力の着実な育成のためには、各学校が情報活用能力育成の観点からカリキュラム・マネジメントを行うことが求められます。

また、ICTを積極的に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。多様で大量の情報が取り扱えるのみならず、時間・空間の制約を超えることができるなどのICTの特性・強みを生かし、端末を日常的に活用することで、児童生徒自身が、ICTを新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるようにすることが必要です。そのためには、児童生徒が自ら進んで学習する、自律的な学習者となることが求められます。

ICTの活用は令和の日本型学校教育の前提であり、教育の質を向上させ、子供たちの資質・能力を伸長させていくため、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせ有効に活用するという視点が重要です。

さらに、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること、あるいは特定分野に特異な才能を有することなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供、中山間地域の児童生徒への多様な学びの機会の提供等に、ICTの持つ特性を最大限活用することが重要です。

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤ともいえます。このため、情報モラルも含めた情報活用能力を各教科等の指導の中で育成するとともに、子供たちに ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図ることが重要です。さらに、これからの情報化社会においては、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題を解決する力が一層求め

られます。

さらに、子供たちが授業のみならず、家庭等でも日常的にICT端末を活用した学習をする機会が増えていくと考えられることから、視力をはじめ、ICT機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮することが必要です。

基本方針（２）教職員のICT活用指導力の向上

ICTの活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要です。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにもICTの活用は有効です。

ICTが積極的に活用されるためには、あらゆる教職員等がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにする取組が重要であり、研修の充実や支援体制の強化が求められています。実際の授業を想定した主体的な校内研修なども、授業力の向上に大きな役割を果たすと考えられます。

ICTを特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる局面においてICTの特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国や県等の参考となる事例を広く周知することなどを通して、ICTの活用イメージを具体的に共有していくことが求められています。また、活用が進んでいない学校に対するICT支援員の優先的配置や研修会の実施等が必要です。

また、感染症や災害等の学校教育への影響が避けられない状況にあっても、教員が対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッドの指導を行うことで、学びの継続を担保するという局面は、今後も重要であることから、普段から非常時における対応の備えを十分にしておく必要があります。

基本方針（３）ICTを活用するための環境の整備

全ての児童生徒が、学校におけるICTの活用を「当たり前」で「日常的」なものとし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICTの恵沢を享受できる学校の教育環境を整備することが重要です。

GIGA スクール構想により高速のネットワーク環境の整備が進んだものの、急速な整備により、従来明らかでなかったボトルネックも判明しつつあります。例えば、学校内で一斉に接続しようとする通信速度が遅くなり、授業に支障が生じるといった課題も指摘されています。

このようなことが要因となり、教員のICT活用に挑戦しようとする熱意や、児童生徒の学習への意欲を阻害することがないように、上述のボトルネックをはじめとした利活用の阻害となる要因を特定し、必要な手立てを講じることが不可欠です。

大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を進める必要があります。また、学校外のネットワークなど、学校内にとどまらない環境整備についても、関係機関等と連携しながら進める必要があります。

新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、その充実と活用事例の共有を図る必要があります。デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講じ、学校現場での活用を推進する必要があります。

また、児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全にICTを活用できる基盤をつくることが必須です。

今後も起こり得る感染症や災害等の非常時において、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から支援措置（可搬型通信機器の貸与等）が重要です。

さらに、個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、特に指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要があります。教育データの活用により、効果的な教授方法の開発、優良事例の共有などにより、教育の質の向上が期待されるため、必要な取組を推進する必要があります。

基本方針（４）ICT推進体制の整備と校務の改善

教員の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICTの活用は極めて大きな役割を果たし得るものです。各種調査や事務のデジタル化などにより、教職員を雑務から解放し、多忙感を軽減させるという視点も重要です。

学校においては、情報教育担当の教員に負担が過度に集中しないよう、校務分掌を適切なものとし、組織的な対応や改善を常に図る必要があります。

教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICTの活用が進んでいるといった研究結果もあり、教育委員会や管理職が責任をもって教職員を支援する体制を築き、チームとしてGIGAスクール構想を推進することが重要です。

GIGAスクール構想の推進に当たって、セキュリティやネットワークの在り方については首長部局と連携し取り組んだり、市町村間で情報共有する協議会などの枠組を構築したりするなど、推進体制の強化を図ることが重要です。

従来アナログに最適化されていた校務をデジタル化し、学校における働き方改革を前進させるため、クラウド活用による次世代の校務DXを進め、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要があります。

4 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

令和3年（2021年）5月に「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）等が成立し、9月にはデジタル社会実現の司令塔としてのデジタル庁が新設されました。同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中では、日本が目指すデジタル社会として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられ、準公共分野の一つとして教育についても位置付けられています。本計画は、こうした国の動きと軌を一にするものであり、関係機関等と連携して取り組んでいくことが重要です。

また、令和3年（2021年）1月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意する必要があります。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくという考え方に立つことが重要です。

そのために、国、地方公共団体（教育委員会）、学校の役割を明確にするとともに、関係機関等との連携や、様々な主体が一体となった取組を推進する必要があります。

【地方公共団体（教育委員会）の役割】

国や県の方針や施策等を基に、小中学校等の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負います。

【学校の役割】

教育における最前線の現場として、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。

5 計画期間

本計画は、今後5年間に取り組むべき取組の方向性について示すものです。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるものとします。

6 学校教育の情報化に関する目標

3. に掲げた4つの基本的な方針を踏まえ、以下のとおり、学校教育の情報化のための目標を設定します。あわせて、それぞれの目標の進捗について効果測定を行うための指標を示します（〔 〕内は測定手段）。

基本方針（1）ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

目標	ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める。
指標	<ul style="list-style-type: none">・ICT活用による児童生徒の変容（ICTを使った勉強は役に立つと思うか、関心や意欲が高まるかなど）〔全国学力・学習状況調査〕・児童生徒の情報活用能力〔教育委員会におけるICT活用状況調査等〕・同時双方向型のウェブ会議システムを活用したオンライン授業等の実施状況〔全国学力・学習状況調査〕 ★目標値100%

基本方針（2）教職員のICT活用指導力の向上

目標	教員のICT活用指導力の向上を図る。
指標	<ul style="list-style-type: none">○授業においてICTを活用して指導する能力〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査〕 ★82.6%（2022年度）→目標値100%○児童生徒のICT活用を指導する能力〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査〕 ★82.9%（2022年度）→目標値100%○授業等におけるICT機器の活用頻度（1人1台端末を授業で週3回以上活用している学校の割合）〔全国学力・学習状況調査〕 ★小学校 99.6%、中学校 92.8%（2022年度）→目標値100%○端末を個別最適な学びや協働的な学びに活用している〔全国学力・学習状況調査〕○岩国市研修講座や国・県等が実施する研修（オンライン含む）の受講状況〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査〕

基本方針（3）ICTを活用するための環境の整備

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想により整備された1人1台端末や高速大容量ネットワークを生かして、児童生徒がICTを活用するための授業支援ソフト・大型提示装置等の整備をソフト・ハード両面から一層推進する。 ・端末の持ち帰りを含め、家庭学習におけるICTの活用を推進する。
指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク速度の実測値や、アセスメントの実施 ○大型提示装置の大型化（65インチ以上） ○授業支援ソフトの更新 ○端末の持ち帰り状況〔全国学力・学習状況調査等〕 ★96%（2022年度） → 目標値100%

基本方針（4）ICT推進体制の整備と校務の改善

目標	ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する。
指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTを活用した校務の効率化（児童生徒の出欠連絡、保護者への連絡・アンケート、会議、書類作成、採点処理等）の状況〔教育委員会におけるICT活用状況調査等〕 ○学習評価や成績処理について、ICTを活用して、事務作業の負担軽減を図っているか（校務支援システム等の活用等）〔教育委員会におけるICT活用状況調査等〕

7 基本的な方針を実現するための具体的な取組

基本方針（1）ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICTの効果的な利活用の推進

- ・ICTの効果的な利活用が図られるよう、学校現場での活用状況や課題を適切に把握しつつ、学習や生活など様々な場面に応じた文具的な活用を推進します。
- ・文部科学省が作成・運営しているGIGAStuDX等の優良なコンテンツを共有することで、利活用の幅を広げます。
- ・活用が十分に進んでいない学校等に対してその課題に応じた重点的な研修や指導助言を行います。
- ・児童生徒の情報活用能力について調査を行い、その結果を踏まえ、今後の取組について検討します。
- ・端末の活用に関するガイドライン「図1 岩国市版タブレット活用のきまり」を基に指導を行うことで、安心・安全な端末の利用につなげます。

図1 岩国市版タブレット活用のきまり



〇〇学校 タブレット活用のきまり【学校編】

令和4年12月

安全に使えるように

5 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、猫背になったり、画面にちかつきすぎたりしないように気をつけましょう。
- ・タブレットを使った後には遠く景色を見るなどして、目を休ませましょう。

6 インターネットの安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしよくないサイトに入ってしまったら、すぐに画面を閉じて、先生に知らせましょう。
- ・学習に関係ないサイトにアクセスしないようにしましょう（どのサイトにアクセスしたかの記録が残ります）。

7 個人情報など

- ・人のタブレットを勝手に使ったり、人のIDやパスワードを使ったり広めたりしてはいけません。
- ・自分のパスワードは、他人に知られることがないようにしっかり管理しましょう。
- ・自分や人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真、作品など）をインターネット上に上げてはいけません。
- ・相手を罵ったり、嫌な思いをさせたりするような書き込みをしてはいけません（パッと見て名前が分からなくても、必ず調べることができます）。

8 カメラ・ボイスメモなどの使用

- ・カメラやボイスメモは、先生が許可したときだけ使いましょう。その時にも、学習目的以外で自分や他の人、物などを撮影したり録音したりしないようにしましょう。
- ・カメラで誰かを撮影したり、ボイスメモで録音したりするときは、必ず相手の許可をもらいましょう。

快適に使えるように

9 設定の変更

- ・デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は変えないようにしましょう（先生の指示が伝わりにくくなったり、修理する人が作業しにくくなったりします）。
- ・画面の明るさ調整は、各自で行ってもかまいません。

10 不具合や故障

- ・タブレット本体やインターネットが使えなくなったときは、すぐに先生に知らせましょう。

11 使用の制限

- ・この「タブレット活用のきまり」が守れないときは、タブレットを使うことができない場合があります。タブレットを使う目的をよく理解し、有効に使いましょう。

安心して使えるように

2 使用する場面

- ・原則として、授業以外の時間には使用してはいけません。ただし、先生からの指示や許可があった場合は使うことができます。
- ・授業中でも、先生の指示があるまではタブレットは使わないようにしましょう。マナーを守って、学習に集中して取り組みましょう。

3 あつかい方

- ・タブレットにはケースがついていますが、壊れやすいものです。気をつけてあつかいしましょう。
- ・使う前には手をきれいにし、しっかり手の水気を取りましょう。
- ・画面には指でふれて操作します。えん筆やペンでふれたり、落書きをしたり、じ石をくつついたりしないようにしましょう。
- ・歩きながら操作しないようにしましょう。
- ・物の下に置いたり、持って走ったりしないようにしましょう。また、机の上に置くときにも不安定にならないように気をつけましょう。
- ・しっ気や水気の多いところ、直射日光の当たるところなどに置きっぱなしにしないようにしましょう。
- ・タブレットに貼ってあるシール（名前シール、番号が書いてあるシール、画面保護のシールなど）をはがさないようにしましょう。
- ・キーボードを使うときは、キーを強くたたかないように気をつけましょう。

4 保管の仕方

- ・下校するときには、教室の保管庫に入れ、充電しましょう。
- ・教室に人がいなくなる時（特別教室での授業など）には引き出しや保管庫に入れておくなどして、壊れたりなくなったりしないようにしましょう。

②情報活用能力の育成

- ・本市の児童生徒の実態に即して作成した「図2 岩国市情報活用能力体系表」を基に、小中9年間を通じた情報活用能力の育成を推進します。その中で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、学習指導要領に基づく取組を着実に実施します。
- ・総合的な学習等で、プログラミング教育を発展的に実施する学校を支援するため、地元の工業高校との連携・協力により、出前のプログラミング教室を実施します。
- ・児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、県教育委員会や警察、企業等と連携した「情報モラル教室」の実施、「情報モラル教育ポータルサイト（文部科学省作成）」にある教員向け指導資料や児童生徒向け学習コンテンツ等の共有により、情報モラルに関する指導を推進します。

図2 岩国市情報活用能力体系表

情報活用能力の体系表

【R5岩国市版】

		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	
コンピュータ操作に関する技能	基本操作・文字入力	タブレット端末の起動・終了・操作 写真の撮影、閲覧	キーボードを使った文字入力 (できるだけローマ字入力できるように) 写真の撮影、閲覧・加工(トリミング)	キーボードを使った文字入力(1分間に40文字程度) Microsoft teamsでの授業参加	キーボードを使った文字入力(1分間に60文字程度) Microsoft teamsでの授業参加	
	ファイル操作	タブレット端末内でのファイルの保存や呼び出し	クラウドへのファイルの保存・呼び出し ファイルの検索	フォルダーを作成してのファイル管理	ファイルの圧縮 ファイルへのパスワードの設定 ファイルのバックアップ クラウド上でのファイル共有	
	ソフト・アプリの操作 (別表参照)	指定されたアプリケーションの活用 			目的に応じたアプリケーションの選択・活用	目的に最適なアプリケーションの選択・活用
	インターネット	インターネット上の情報の閲覧 (サイト指定またはリンクを辿っての閲覧)	インターネット上の情報の閲覧・検索 (複数のワードでの検索)	Teams等を用いた情報のやり取り 複数のキーワードでの検索・情報収集	Teamsや電子メール等を用いた情報のやり取り 複数のキーワードでの検索・情報収集	
プログラミングの知識・技能 (タブレットでの学習時の使用アプリ別)		プログラム作成の体験 (Scratch、プログラミングゼミなど) 日常生活や学習でのプログラミング的思考(分解・順序)の活用	プログラム作成の体験 (Scratch、プログラミングゼミ、mBlockなど) 日常生活や学習でのプログラミング的思考を生かした フラッシュカード等の作成(分解・順序)	プログラムを作成し、評価、改善を行う (Scratch、mBlockなど) 日常生活や学習でのプログラミング的思考を生かした フラッシュカード等の活用(反復・条件分岐)	プログラムの作成を行い、動作の確認や欠陥の修正を行う 日常生活や学習でのプログラミング的思考の活用 (反復・条件分岐・評価・改善)	
情報セキュリティの理解	a 自他の情報の尊重	友達の写真や情報を大切にすること 人に教えるべきではない情報があるということ	自他の個人情報大切にすることはならないということ	情報には権利があるということ(著作権、肖像権など)	情報の権利を守ることの重要性	
	b ネット上のルールやマナー	通報機能を利用するときの基本的なルールを踏まえ、行動しようとする 人の作った物を大切に、他者に伝えてはいけない情報を守ろうとする	情報の受け手として、インターネットを使うときのルールやマナーを考える 自分の情報や他人の情報の大切さを踏まえ、尊重しようとする	情報の送り手として、インターネットを使うときのルールやマナーを考える 発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響を踏まえ、行動しようとする	インターネット社会も法律を守ることによって成り立っているということ 情報社会における自分の責任や義務を踏まえ行動しようとする	
	c 情報セキュリティ	コンピュータを利用するときの基本的なルール ・人の名前やアカウントをばれないこと ・パスワードを人に教えないこと など	生活の中で必要となる基本的な情報セキュリティについての理解 ・ネットワーク上に個人情報をアップしない ・よく分からないリンクをクリックしない ・暗号が読まれたら人に知らせる など	生活の中で必要となる基本的な情報セキュリティ対策についての理解 ・パスワードの設定 ・ウイルス対策ソフトの必要性 情報技術が用いられた場合の危険性の理解	サイバーセキュリティの重要性についての理解	
		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	

本表は、文部科学省「情報活用能力の体系表(IE-Schoolにおける指導計画を基にステップ別に整理したもの)」を基に、岩国市の環境に合わせて整理、簡略化したものです。

情報活用能力の体系表(別表)

【R5岩国市版】

		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
		指定されたアプリケーションの活用		目的に応じたアプリケーションの選択・活用	目的に最適なアプリケーションの選択・活用
ソフト・アプリの操作	画像・映像編集	カメラ・写真メモ	カメラ・写真メモ	カメラ・写真メモ iMovie	カメラ・写真メモ iMovie
	プレゼンテーション		オクリンク	Microsoft PowerPoint オクリンク	Microsoft PowerPoint
	地図	GoogleMap	GoogleMap GoogleEarth	GoogleMap GoogleEarth	GoogleMap GoogleEarth
	協働学習支援	オクリンク	オクリンク Microsoft Whiteboard	オクリンク Microsoft Whiteboard Microsoft Teams (One Note)	Microsoft Whiteboard Microsoft Teams (One Note)
	メモ	メモ・ボイスメモ 	Microsoft OneNote・メモ・ボイスメモ(必要に応じて)		
	文書作成		Microsoft Word	Microsoft Word	Microsoft Word
	表計算			Microsoft Excel	Microsoft Excel
	インターネット閲覧	Safari	Safari	Safari	Safari
	学習ドリル	ドリルパーク	ドリルパーク	ドリルパーク	ドリルパーク
	クラウドストレージ			Microsoft OneDrive	Microsoft OneDrive
その他		カレンダー・ブック等(必要に応じて)			
		小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校

③健康面への配慮

- ・ICT活用における目など心身の健康面への影響について、「岩国市版タブレット活用のきまり（家庭編）」等を通じて、タブレット端末を使用するときの留意点を児童生徒や家庭と共有します。

④相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

- ・病気療養児等について、同時双方向型のウェブ会議システムやデジタルドリル等のICTを活用した教育支援が更に行われるよう、教育機会の確保に向けた取組を引き続き推進します。
- ・不登校児童生徒について、1人1台端末を通じて教員とコミュニケーションを図りながら、学習状況や成果を学校において適切に把握するなど、学校現場での取組を支援します。

⑤日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

- ・日本語指導が必要な児童生徒について、ICTを活用することにより、一層の教育の充実に向けた取組を進めます。
- ・多言語翻訳機器・アプリ等を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教科指導中の支援、生活面での支援等の充実を図る。また、外国籍等の保護者との連絡や就学・進学相談等における多言語翻訳機器・アプリ等の活用を促進することにより、学校と保護者の連携を推進します。

基本方針（2）教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保

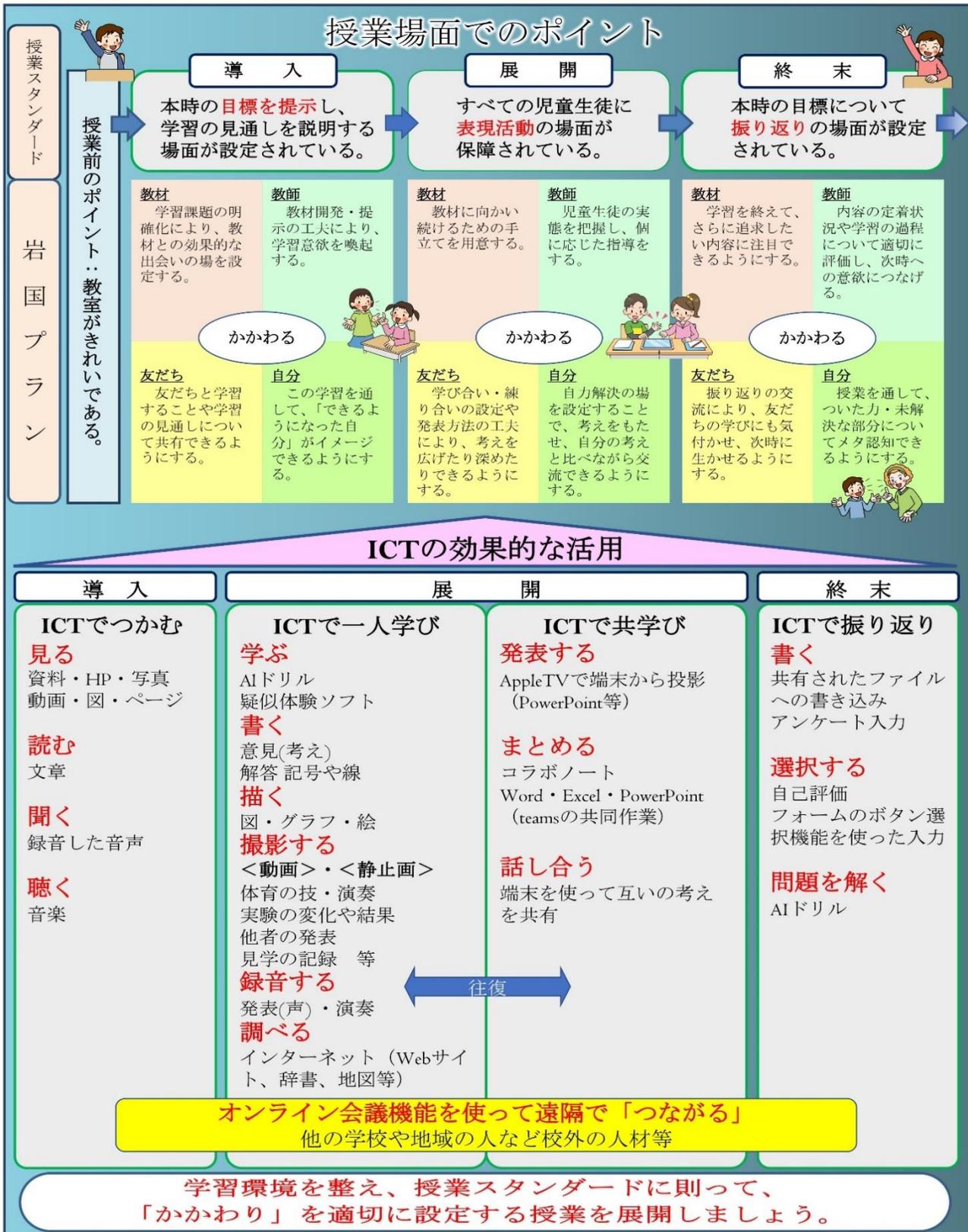
①学校の教職員の資質の向上（法第14条関係）

- ・「図3 岩国市：ICTを活用した「新しい学習様式」」を作成・配付し、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。
- ・ICTを活用した教育活動を、教員が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、教員のICT活用指導力を向上させます。その際、「教員のICT活用指導力チェックリスト」（平成30年6月21日「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」）を踏まえ、多様な研修等の充実を図っていきます。
- ・ICTを活用した指導に対して不安や課題をもつ教員も少なくないため、岩国市研修講座等の研修会の実質的な機会を増やします。これらの研修の充実にあたっては、若手、中堅、ベテラン、管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員など、キャリアステージや職種等に応じた研修内容についても工夫します。

図3 岩国市：ICTを活用した「新しい学習様式」

岩国市：ICTを活用した「新しい学習様式」

～「岩国プラン」・「岩国市：授業スタンダード」を生かして～



基本方針（3）ICTを活用するための環境の整備

①学校におけるICTの活用のための環境の整備

- ・GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について検討するとともに、授業支援ソフトや大型提示装置等の学校ICT環境整備をソフト・ハード両面から推進します。その際には、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講じます。
- ・児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、定期的なアセスメントの実施による障害要因の検証、改善を進めるとともに、学校内外のネットワーク環境の整備を進めます。
- ・経済的な理由等により通信環境が整っていない家庭等に対しては、端末の持ち帰りに当たり可搬型通信機器の貸与等を行えるよう、引き続き必要な措置を講じます。
- ・教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進します。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞った上での校務支援システムのクラウド化を促進します。
- ・学習系の各システムや校務支援システムについては、教育データの標準化の状況を踏まえ、各システム間での相互運用を踏まえた導入・更改を検討していきます。
- ・過度なフィルタリングにより学習上必要なコンテンツにアクセスできない状況について実態を把握し、必要な対策を講じていきます。
- ・教育の情報化や、デジタル時代における多様な情報を活用した学習を図る上で、授業目的公衆送信補償金制度の活用を促進するため、本制度の周知を図るとともに、授業の目的以外においても著作物の正しい利用が行われるよう普及啓発・教育を行います。
- ・児童生徒が、学校や家庭において、国や県等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT（メクビット）の活用を促進します。

②個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

- ・個人情報の保護等に十分に配慮しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られる仕組みやルールを構築し、その周知徹底を図ります。
- ・セキュリティ対策を定期的に見直しながら、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教員及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備やルールの徹底を図ります。

③著作権への理解

- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、スマートフォン等を用いて誰もが動画等の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、「情報モラル教育ポータルサイト（文部科学省作成）」等にある教育用コンテンツの活用を推奨するなど、著作権教育の充実に取り組みます。

基本方針（4）ICT推進体制の整備と校務の改善

①学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、

ICT支援員をはじめとする外部人材の配置や、GIGAスクール運営支援センターを活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などをさらに進めていきます。

②情報化による校務効率化

- 統合型校務支援システムやグループウェア等の積極的な活用による、校務の効率化と質の向上を目指します。
- クラウドサービスを活用し、書類の共同作成や情報共有を行うことで、資料作成や会議等の効率化や質の向上を図ります。

岩国市「教育の情報化」推進プラン
令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

令和5年3月
岩国市教育委員会